

# 倉敷高等学校 いじめ防止基本方針

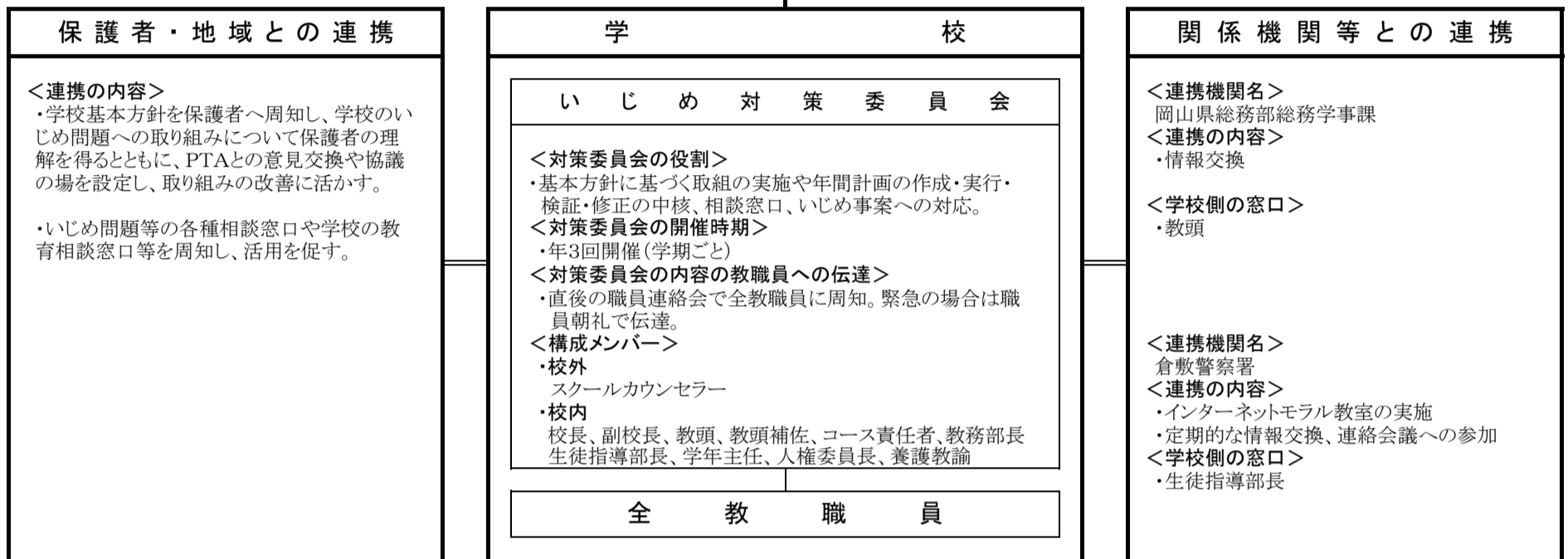
令和8年4月 策定

## いじめに関する現状と課題

多くの生徒がスマートフォンを所持しているため、SNSによるトラブルが多発している。SNS等への書き込みなどが、いじめの原因となることが多い。情報モラル教育を企画し、他者理解に努めている。  
些細なからかい、自己主張の苦手な生徒がいじめのターゲットになるケースが多い。  
いじめ問題への対応は、担任・生徒指導担当教員・人権委員長等が中心となり行っているが、未然防止の取り組みをより推進するためには、他の分掌組織と連携して学校をあげた横断的な取り組みを行う必要がある。また、早期発見と適切な対処のための教員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、各部、学年、その他関係部署の教職員も参画し、それぞれの立場から効果的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。また、生徒アンケート内でSNS等の利用実態調査を行い、その結果をもとに、校内研修や講演会を企画し、生徒への情報モラル教育についての推進を図る。
  - ・いじめの未然防止に向け、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のために、各学期にアンケートを実施し、面談週間との連携した実施時期を工夫するとともに、得られた情報の共有を教職員間で図る。
- <重点となる取組>
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、SNSやネットいじめに関する認識を深め、いじめの認知能力や対応能力向上のための教職員研修を実施する。
  - ・生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識を育成するために人権映画鑑賞などの取り組みを全校で行い、人権教育の充実を図る。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自他の人権を尊重する意識を育成するため、生徒の実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に工夫しながら、人権教育の充実に努める。</li></ul> <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒活動等の特別活動において生徒が自分たちの生活をよりよくしていくために、様々な問題を自分たちで考え、主体的に改善していこうとする取組を教職員が積極的に指導・支援することで、生徒の自己指導能力、自己有用感、充実感の育成を図る。</li></ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、生徒が自己有用感、充実感を感じられる学校づくりを進める。</li></ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・専門的な知識を持った関係機関等の協力も得ながら、SNSの危険性やいじめ等のトラブルへの対処方法についての学習を行い、情報を発信する責任を自覚し、適切にSNSをする能力を身に付けるための情報モラル教育を全校生徒に行う。</li></ul>
② 早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒の実態把握について、定期的なアンケート調査や面談週間の実施等で生徒の生活の様子を十分に把握し、生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、いじめの早期発見を図る。</li></ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができるよう校内の教育相談体制を整備するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。</li></ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日々の学校生活の様子の中で小さな変化に気づいた場合、学年団や事業部等話し合いを行い、短時間でも時間を確保して、常に情報の共有を図る。</li></ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校外の県青少年総合相談センターや教育相談室、県総合教育センター等に設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口について、生徒や保護者に対する周知や広報を継続して行う。</li></ul>
③ い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、迅速に経緯等について事実確認を行う。</li></ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、特別指導委員会及びいじめ対策委員会を開催する。</li></ul> <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒およびその保護者に対して適切な支援を行う。あわせて継続的な面談等の支援を行い、きめ細やかにサポートする。</li></ul> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめた生徒に対しては、「いじめは絶対に許されない行為である」という、毅然とした姿勢を示すとともに、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる。保護者に正確な情報を伝え理解や納得を促した上で、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li></ul>